

壮瞥町告示第2号

令和7年壮瞥町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年1月17日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和7年1月27日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議決事項の一部変更について
- (3) 議決事項の一部変更について
- (4) 議決事項の一部変更について
- (5) 議決事項の一部変更について
- (6) 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算(第8号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君  
3番 長 内 伸 一 君  
5番 佐 藤 忞 君  
7番 菊 地 敏 法 君  
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君  
4番 毛 利 爾 君  
6番 湯 浅 祥 治 君  
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

## 令和 7 年壮瞥町議会第 1 回臨時会会議録

### ○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 1 月 2 7 日（月曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号ないし議案第 6 号について

○出席議員（８名）

|    |    |    |   |    |    |    |   |
|----|----|----|---|----|----|----|---|
| 1番 | 山本 | 勲  | 君 | 2番 | 加藤 | 正志 | 君 |
| 3番 | 長内 | 伸一 | 君 | 4番 | 毛利 | 爾  | 君 |
| 5番 | 佐藤 | 忖  | 君 | 6番 | 湯浅 | 祥治 | 君 |
| 8番 | 真鍋 | 盛男 | 君 | 9番 | 森  | 太郎 | 君 |

○欠席議員（１名）

7番 菊地敏法君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

|           |       |
|-----------|-------|
| 町長        | 田鍋敏也君 |
| 副町長       | 厂原收君  |
| 教育長       | 谷坂常年君 |
| 会計管理者兼    |       |
|           | 石塚季男君 |
| 税務会計課長    |       |
| 総務課長（兼）   | 土門秀樹君 |
| 企画財政課長    | 上名正樹君 |
| 企画財政課参事   | 市田喜芳君 |
| 住民福祉課長    | 阿部正一君 |
| 産業振興課長    | 篠原賢司君 |
| 商工観光課長    | 三松靖志君 |
| 建設課長      | 澤井智明君 |
| 生涯学習課長    | 河野圭君  |
| 選管書記長（兼）  | 土門秀樹君 |
| 農委事務局長    | 齋藤誠士君 |
| 監委事務局長（兼） | 小林一也君 |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和7年壮瞥町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
2番 加藤正志君 3番 長内伸一君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第1号ないし議案第6号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第1号ないし議案第6号についてを議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。  
副町長。  
○副町長（厂原 収君） 令和7年第1回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第1号から議案第6号までの6件であります。その内容につきましてご説明いたします。  
1ページになります。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 58 億 4,030 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 180 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 4,210 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 6 年 12 月 17 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。6 ページになります。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 180 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、ゆーあいの家の泉源ポンプが故障停止し、調査の結果ポンプの取替えが必要となったため、取替え工事に必要な経費を計上するものであります。なお、ポンプにつきましては、緊急時に備え、保管してあったものを使用しております。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 180 万円の追加となります。

3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

7 ページになります。議案第 2 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 77 号）工事請負契約（令和 6 年 6 月 14 日第 2 回定例会において議決を得て一部変更（議案第 34 号））について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「13 億 1,278 万 4,000 円」を「13 億 2,366 万 3,000 円」に変更する。

本件につきましては、壮瞥中学校建築主体工事の工事請負契約になりますが、仮設資機材の使用数量や日数の増加、現場不符合等による内容の変更及び工期延長に伴う諸経費の再算定等により、契約金額を変更するものであります。

続いて、議案第 3 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 78 号）工事請負契約（令和 6 年 6 月 14 日第 2 回定例会において議決を得て一部変更（議案第 35 号））について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「1億6,792万6,000円」を「1億7,685万8,000円」に変更する。

本件につきましては、壮瞥中学校電気設備工事の工事請負契約になりますが、外灯設置工の追加や機器の仕様変更、現場不符合による内容の変更及び工期延長に伴う諸経費の再算定等により、契約金額を変更するものであります。

9ページになります。議案第4号 議決事項の一部変更について。

令和5年12月13日第4回定例会において議決を得た（議案第79号）工事請負契約（令和6年6月14日第2回定例会において議決を得て一部変更（議案第36号））について、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「2億7,151万3,000円」を「2億7,673万8,000円」に変更する。

本件につきましては、壮瞥中学校機械設備工事の工事請負契約になりますが、既設水道管布設替え工を追加するほか、工期延長に伴う諸経費の再算定等により、契約金額を変更するものであります。

10ページになります。議案第5号 議決事項の一部変更について。

令和5年12月13日第4回定例会において議決を得た（議案第80号）工事請負契約（令和6年6月14日第2回定例会において議決を得て一部変更（議案第37号））について、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「4億4,941万6,000円」を「5億105万円」に変更する。

本件につきましては、壮瞥中学校外構整備工事の工事請負契約になりますが、グラウンド暗渠排水工の追加や現場不符合等による内容変更及び仮設資機材など共通仮設費の増額等により、契約金額を変更するものであります。

続いて、11ページになります。議案第6号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）について。

令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額58億4,210万3,000円に歳入歳出それぞれ4,788万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,998万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債、の変更は、「第3表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。19ページになります。総務費、企画費、企画費で720万円の追加となります。ふるさと納税事業になりますが、ふるさと納税特産品で400万円、手数料で320万円の追加となります。ふるさと納税事業の一般寄

附金の増加に伴い、既定の予算に不足が生じるため、計上するものであります。

ふるさと応援基金費で 780 万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加に伴い、積立金額を増額するものであります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 950 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、ゆーあいの家の泉源ポンプが故障停止し、緊急時用に保管していたポンプと交換したため、今後の緊急時に備え、交換用ポンプ購入に必要な経費を計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で 3,168 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、町道調査設計等委託料で 137 万 5,000 円、町道道路改良舗装工事で 3,291 万 8,000 円のそれぞれ減額となります。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業になりますが、社会資本整備総合交付金の配分額に応じた事業執行を見込み、整理するものであります。橋梁補修工事で 266 万 2,000 円の追加となります。新山 3 号橋補修工事になりますが、交通規制等の変更により諸経費等が増加したことによるものであります。土地購入費で 5 万 5,000 円の減額となります。町道星野 4 号線道路整備事業に要する用地取得になりますが、実績により整理するものであります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で 82 万円の追加となります。体育施設整備運営事業の機械器具費等になりますが、久保内青少年会館の体育館で使用しているストーブ 3 台のうち 2 台が故障し、施設使用に支障を来していることから、FF 式ストーブ 2 台を購入するために必要な経費を計上するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 5,424 万 9,000 円の追加となります。その内訳になりますが、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 335 万円の追加となります。エネルギー価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、施設運営等の安定化を図るため、燃料費及び電気料の値上がり相当額を支援金として交付するものであります。次に、医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援事業補助金で 80 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関、老人介護施設、障害者福祉施設に対し、1 事業所当たり 10 万円の支援金を交付するものであります。次に、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業で 615 万 3,000 円の追加となります。町内の農林業者を対象に直近年の各経営体の動力光熱費の実績に応じて 3 万円、5 万円、7 万円、10 万円の 4 区分で交付金を交付するもので、通信運搬費で 3 万 3,000 円、農林業者エネルギー価格高騰対策交付金として 612 万円を計上するものであります。次に、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 870 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業、小規模企業に対し、1 事業者当たり法人 10 万円、個人事業者 5 万円を支給し、その事業継続を支援するものであります。次に、物

物価高騰対策商品券配付事業で 1,372 万 1,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している町民に対し、1 人当たり 5,000 円分の商工会商品券を配付することにより経済的負担の軽減を図るもので、物価高騰対策商品券として 2,400 人分 1,200 万円、事務用消耗品費として 19 万 1,000 円、簡易書留の郵便料として通信運搬費 81 万円、壮瞥町商工会に対する事務手数料として 72 万円を計上するものであります。次に、物価高騰対応臨時重点支援事業で 2,152 万 5,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している低所得者、住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円、当該世帯員である 18 歳以下の子供 1 人当たり 2 万円を加算して支給するもので、時間外勤務手当で 45 万円、事務用消耗品費で 28 万円、印刷製本費で 5 万 5,000 円、郵便料として通信運搬費で 17 万円、口座振込手数料で 27 万円、システム改修経費として西いぶり広域連合負担金（電算）で 40 万円、物価高騰対応臨時給付金 610 世帯分及び 18 歳以下の子供 80 人分の 1,990 万円を計上するものであります。

続いて、18 ページの歳入になります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,525 万 7,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金、土木費補助金で 2,193 万 3,000 円の減額となります。道路橋梁費補助金になりますが、社会資本整備総合交付金では町道滝之町中島 1 号線道路整備事業への国費配分額が当初予算額を下回ったことにより、2,208 万 1,000 円を減額するものであります。道路局所管補助金では、橋梁長寿命化整備事業の国費配分額の追加により、14 万 8,000 円を追加するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 4,135 万 9,000 円の追加となります。国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことから、物価高騰対策として実施する事業に充当するため、計上するものであります。その内訳になりますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする推奨事業メニュー分として 1,983 万 4,000 円、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的とする低所得世帯支援分として 2,152 万 5,000 円となります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 1,500 万円の追加となります。ふるさと応援寄附金の増加分を計上するものであります。

町債、町債、土木債で 1,180 万円の減額となります。その内訳となりますが、橋梁長寿命化整備事業で 250 万円の追加、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業で 1,400 万円、町道明治第 4 線道路整備事業で 30 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績を見込み、整理するものであります。

なお、21 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、12 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

14 ページになります。第 2 表、繰越明許費では、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券配付事業で 1,372 万 1,000 円、物価高騰対応臨時重点支援事業で 2,152 万 5,000 円になります。

15 ページになります。第 3 表、地方債補正では、変更で、橋梁長寿命化整備事業、限度額 950 万円を 1,200 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 2,760 万円を 1,360 万円、町道明治第 4 線道路整備事業、限度額 1,200 万円を 1,170 万円に変更するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 2 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第3号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。  
質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第4号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第5号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） ただいま第2号から第4号、そして5号と壮瞥中学校の建設費に係るそれぞれの本体工事、電気設備、機械設備、外構工事についてそれぞれ変更が提案され、4号までは異議なしで承認されておりますけれども、この全体で2号から5号までで中学校の建設費総額はどのようになったのか、2号から5号までの積み重ねで分かるのですけれども、これについて説明を求めたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の壮瞥中学校の建て替え事業に当たりましては、令和４年度から予算をいただきまして事業を実施しているところでございますけれども、今回の補正を含めまして令和４年度からかかっている経費、委託業務も含めてですけれども、全体で 25 億 72 万 5,000 円となるところでございます。工事請負費のみになりますけれども、そちらにつきましては 22 億円となっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第３のうち、議案第６号 令和６年度壮瞥町一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般２ページ。

４番、毛利爾君。

○４番（毛利 爾君） ここの久保内青少年会館のストーブなのですが、３台のうち２台が故障したということですが、この３台は同じような時期には購入していないのでしょうか。あとの１台についても同じようなときに購入してあるのであれば３台取り替えたほうがいいのではないのかなと思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

久保内青少年会館の体育館のストーブ、暖房器具になりますが、こちらにつきましては以前は大型のボイラーで全体を暖めておりました。ところが、平成 24 年２月に青少年会館の重油流出事故がありまして、その後重油を使ったボイラーを廃止して灯油のストーブに替えたということでございます。それにつきましては、町民会館、旧公民館ですね、そちらのほうから、暖房機まだ使えるということでこれを移設して使

用していたストーブになります。3台同じ年代だと思うのですけれども、1台はうまく動いております。2台が故障して壊れてしまって、これが平成24年ですから、25年ぐらいの移設になるかと思いますが、多分購入したのはそのもっと以前だということでございまして、部品等もないということなので、今壊れている2台を交換しようということになっております。もう一台につきましては、今のところ動いているということでありますので、この壊れている2台をまず取り替えましょうということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） そのように同じような時期に購入して使用したとすれば、この後はそんなに長くもたないのではないかと思います。ですから、ゆーあいのポンプのようにもし故障した場合すぐ取り替えれるように、もう年数がたっているわけですから、やっぱり1台予備として準備なされたほうがよろしいのではないかとと思われるのですが、いかがですか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、古くなってございますので、それらもう一台につきましては今後検討していければと思っています。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 土木費で伺いたいと思います。

今回266万2,000円の追加、この提案説明を見ますと交通規制等の変更によってという言葉が使われておりますけれども、当初考えていた交通規制と変更になった交通規制、どのように変わって266万2,000円の追加になったのか、これ分かれれば、私内容がよく分からないものですから、こんなにかかるのかということです。当初予算よりも266万も多くなったということは、この交通規制だけでどのくらいのお金がかかったのか、これも分かれればお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

新山3号橋の補修工事ですけれども、今年度につきましては歩道の伸縮装置を2か所取り替えるというものでございます。当初予算要求時に考えていたのは、新山3号橋は昭和新山第2線に架かる橋で、昭和新山第2線を工事期間中全て通行止めにして作業するという予定で計画しておりました。ただ、新山3号橋の歩道を日常的に散歩されている方が結構いらっしゃいまして、通行止めにして人を通せないようなことにするとそのような日常生活に支障を来すということもあって、そういう声もありまして、工事期間中車道内に仮設の歩道を設置して、工事期間中安全には十分配慮しますが、工事期間中でも歩行者の通行はできると、同時に車両も通行できるという

ような状態で工事を進めるということに内容を変えましたので、完全に通行止めする場合にはバリケードですとか、そのような設置のみで済むのですけれども、工事期間中人を通す、車を通すということになれば交通誘導員の配置が必要になってくるということで、交通誘導員に係る経費が諸経費も含めましてそれだけ必要になったということで今回増額したものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） この交通規制の期間は何日ぐらい、何か月ぐらいあったのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

すみません、詳細に細かく何日というのは今ちょっと手元には資料ないのですけれども、実際現場の作業につきましては1週間程度だったかと記憶しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 私は、6番の物価高騰対策商品券配付事業の中身につきまして、この商品券配付の予定時期というのはいつ頃になるのか。

また、この商品券の使用期間というのはどのぐらいの期間で想定しているのか。

もう一つは、この商品券に対して、この配付に対しまして町民に対してどのような告知の仕方を考えているのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

商品券配付事業の配付の時期ですけれども、今のところ準備でき次第配付したいと思っているのですけれども、具体的には3月をめどに3月中には配付したいなと思っております。

それと、あと使用できる期間なのですけれども、商工会の商品券ですので、商工会のルールとして3か月間というルールがありまして、それに基づきまして、3月に配付しますので、6月ぐらいまで使えるように設定をしたいというふうに考えております。

それと、告知方法なのですけれども、それにつきましては広報のほうで周知をしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 3 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 6 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 8 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 7 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 43 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員